

小規模保育事業A型の認可について

○小規模保育事業とは

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳児のこどもを保育する『地域型保育』の一種。利用者は保育認定が必要。認可は市町村が行う。

<地域型保育の事業類型>

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以上）を対象にきめ細かな保育を実施
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育を実施
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を実施

<小規模保育事業の主な特徴>

- ・定員が6～19人以内
- ・給食は原則自園調理
- ・3歳に到達した利用児童が必要な教育又は保育を継続的に提供されるよう「連携施設」を確保
- ・保育従事者の配置にあたり、さらに3つの類型に分類（施設型給付費の単価に影響）
 - A型 保育従事者はすべて保育士資格を有していること
 - B型 保育従事者の半数以上が保育士資格を有していること
 - C型 保育従事者のうち1人は保育士資格を有していること

この度、認可申請書が提出されたことから、市条例含む関係法令に基づく審査を行い、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、室蘭市子ども・子育て会議に意見を求めるものである。

○申請事業概要

申請者	学校法人 坂本学園（北海道北広島市大曲784-106）			
主な事業実績	令和5年3月現在において、幼稚園2園、保育所1園の運営実績有。幼稚園については50年以上、保育園については15年以上の運営実績あり。過去の北海道等の監査においても特段の指摘事項無し。 ・幼稚園…ピノキオ幼稚園（室蘭市）、大地太陽幼稚園（北広島市） ・保育園…大地太陽森の家保育園（北広島市）			
申請事業	小規模保育事業A型			
施設名	ピノキオアルテ保育園			
設置場所	室蘭市中島町3丁目6番20号			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	3人	8人	8人	19人
開所日等	月曜日から土曜日の8時から16時まで。			

連携施設	ピノキオ幼稚園 運営者：学校法人 坂本学園 住所：室蘭市白鳥台2丁目4番2号
施設構造等	木造1階建 建物・土地は共に自己所有。 建物は現在建築中。5月中旬竣工予定。
開設予定日	令和5年6月1日
職員等	施設長1名、保育士6名（常勤4名、非常勤2名。いずれも保育士資格あり）、調理員1名

○主な審査事項

- 申請者・運営者は適格か（市税等滞納なしの確認含む） . . . 適
- 利用定員及びそれに伴う基準面積・職員配置は適正か . . . 適

<職員配置>

定員	0歳児	1歳児	2歳児	計	※職員配置基準 (児童数：保育士) ・0歳児=3人：1人 ・1歳児=6人：1人 ・2歳児=6人：1人
	3	8	8	19	
配置基準上の必要職員数	1.0	2.6		3.6	
条例第29条第2項により加えることとされている保育士数				1	
必要職員数合計 (A)※小数点以下四捨五入				5.0	
配置職員数					※左表で計上されている職員は すべて保育士資格を有している (施設長除く)
常勤職員数 (B)				4	
常勤職員の月労働時間数 (C)				160	
非常勤職員数				2	
非常勤職員の月労働時間数合計 (D)				240	
非常勤職員の常勤換算人数 (E)=(D)÷(C)				1.5	
配置職員数合計 (F)=(B)+(E)※小数点以下四捨五入				6.0	
(A) ≤ (F)の場合『適』				適	

<基準面積>

	最低基準面積	整備面積	適否
屋内			
乳児室又はほふく室(0歳児)	定員 3人 × 3.3 m ² = 9.9 m ²	13.24 m ²	適
乳児室又はほふく室(1歳児)	定員 8人 × 3.3 m ² = 26.4 m ²	32.30 m ²	適
保育室又は遊戯室(2歳児)	定員 8人 × 1.98 m ² = 15.8 m ²	31.50 m ²	適
屋外			
屋外遊技場(2歳児)	定員 8人 × 3.3 m ² = 26.4 m ²	156.00 m ²	適

- 備えるべき設備（調理設備・消防設備等）は備えられているか . . . 適
※竣工後、検査済証（建物・消防設備）を確認する。
- その他、関係法令で遵守すべき事項を遵守しているか . . . 適

○認可について

提出された書類及び聞き取り調査により、安全・安定した小規模保育事業A型の運営が可能であると判断できること、また、0～2歳児において、蘭東地区では早期より待機・潜在待機児童が発生しており、当該地域に小規模保育事業所が設置されることは待機児童の解消につながることから、認可することとしたい。

なお、正式な認可は竣工後、本市で実地検査を行い、申請書類との齟齬等がないことを確認してからとする。結果については別途各委員にお知らせする。